

横浜市建築基準法施行細則の一部改正に関する意見公募

平成 27 年 1 月 横浜市建築局

1 趣旨

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（以下「不燃化推進条例」という。）の制定に伴う申請図書等の規定の整備、建築基準法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 3 号指定申請関係の様式の整備等を行うため、横浜市建築基準法施行細則の一部改正を行います。

2 改正内容

(1) 不燃化推進条例の制定に伴う関係規定の整備

（第 1 条、第 8 条第 2 項、第 16 条、別表第 1 (76)～(81)関係）

不燃化推進条例の制定に伴い、同条例が適用される建築物の確認申請の際の添付図書、同条例に基づく許可の申請書・通知書等の様式等を規定します。

(2) 法 3 条第 1 項第 3 号指定申請関係の様式の整備（第 8 条の 3、第 5 号様式の 4～第 5 号様式の 6 関係）

法第 3 条第 1 項第 3 号の指定（市指定文化財等に対する、法の適用除外の指定）について、申請書・通知書等の様式を規定します。

(3) 不許可、不認定等の通知書の整備

（第 8 条第 3・4 項、第 9 条、第 5 号様式～第 5 号様式の 3、第 6 号様式～第 6 号様式の 2 の 2 関係）

建築基準条例等に基づく許可、建築基準法施行令等に基づく認定について、許可、認定をしない場合の通知書の様式を規定します。

(4) その他所要の改正

その他所要の改正を行います。

3 公布・施行予定日

(1) 公布予定日

平成 27 年 3 月頃

(2) 施行予定日

①平成 27 年 4 月 1 日（下記以外の規定）

②平成 27 年 7 月 1 日（不燃化推進条例の制定に伴う関係規定の整備に関する部分）

意見募集要領

この改正案に対する皆様のご意見をお寄せください。

■意見公募期間 平成 27 年 1 月 20 日（火）から平成 27 年 2 月 18 日（水）まで

■ご意見提出方法 以下のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①電子メール kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp 横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 宛

②郵送 〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JN ビル 5 階 横浜市建築局建築情報課建築企画担当 宛

③FAX 045-681-2436 横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 宛

■注意事項

①頂いたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別のご回答は致しかねますので、ご了承ください。

②ご意見の内容は、個人情報を除き、公開する場合があります。

③ご意見に付記された個人情報は適正に管理し、本意見公募に関する業務にのみ使用します。

■お問合せ先 横浜市 建築局建築情報課 建築企画担当 電話 045-671-2933

横浜市建築基準法施行細則 新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は別に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）並びに横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号。以下「条例」という。）、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）第2章（以下「地区計画建築条例」という。）、横浜市特別工業地区建築条例（平成10年2月横浜市条例第2号。以下「特別工業地区条例」という。）、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。）、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）<u>及び横浜都心機能誘導地区建築条例</u>（平成17年12月横浜市条例第116号。以下「都心機能誘導地区条例」という。）並びに横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）のうち法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）の規定に基づく申請に係る手数料に関する規定を施行するために必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は別に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）並びに横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号。以下「条例」という。）、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）第2章（以下「地区計画建築条例」という。）、横浜市特別工業地区建築条例（平成10年2月横浜市条例第2号。以下「特別工業地区条例」という。）、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という。）、横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）<u>、横浜都心機能誘導地区建築条例</u>（平成17年12月横浜市条例第116号。以下「都心機能誘導地区条例」という。）<u>及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例</u>（平成26年12月横浜市条例第75号。以下「不燃化推進条例」という。）並びに横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）のうち法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）の規定に基づく申請に係る手数料に関する規定を施行するために必要な事項を定めるものとする。</p>

(書類の閲覧)

第4条の4 省令第11条の4第1項各号に掲げる書類(以下「概要書等」という。)の閲覧の場所は、建築指導部に置く。

2・3 (略)

4 概要書等の閲覧をしようとする者は、第4号様式の概要書閲覧票に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

5 (略)

(許可申請)

第8条 (略)

2 条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例又は都心機能誘導地区条例の規定により許可を受けようとする者は、第5号様式の許可申請書の正本及び副本に、案内図、配置図その他それぞれ許可を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の許可の通知は、同項の副本に所要の記載をしたものによって行うものとする。

(新設)

(書類の閲覧)

第4条の4 省令第11条の4第1項第1号から第7号までに掲げる書類(以下「概要書等」という。)の閲覧の場所は、建築指導部に置く。

2・3 (略)

4 概要書等(省令第11条の4第1項第7号に掲げる書類を除く。)の閲覧をしようとする者は、第4号様式の概要書閲覧票に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

5 (略)

(許可申請)

第8条 (略)

2 条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例又は不燃化推進条例の規定により許可を受けようとする者は、第5号様式の許可申請書の正本及び副本に、案内図、配置図その他それぞれ許可を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の許可をしたときは、第5号様式の2による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の許可をしないときは、第5号様式の3による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(保存建築物に対する指定の申請)

第8条の3 法第3条第1項第3号の規定により指定を受けようとする者は、第5号様式の4の許可申請書の正本及び副本に、案内図、配置図その他指定を受けようとする事項の審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、第5号様式の5による通知書に、同項の申

請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の指定をしないときは、第5号様式の6による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(認定申請)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の認定をしたときは、第6号様式の2による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の認定をしないときは、第6号様式の2の2による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(建築協定の認可の申請)

第9条の2 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、第6号様式の2の3の建築協定認可申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(取下届及び取止届)

第16条 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例、都心機能誘導地区条例又は不燃化推進条例の規定により市長又は建築主事に行った申請を取り下げようとするときは、第13号様式の取下届2通を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2～6 (略)

(認定申請)

第9条 (略)

2 (略)

3 前項の認定の通知は、同項の副本に所要の記載をしたものによって行うものとする。

(建築協定の認可の申請)

第9条の2 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、第6号様式の2の建築協定認可申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(取下届及び取止届)

第16条 建築主は、法、政令、省令、条例、地区計画建築条例、特別工業地区条例、地下室マンション条例、横浜市福祉のまちづくり条例又は都心機能誘導地区条例の規定により市長又は建築主事に行った申請を取り下げようとするときは、第13号様式の取下届2通を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2～6 (略)

別表第1 申請書に添えるべき図書

	(ア)	(イ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(略)			
(58)の3	条例第54条の2の規定が適用される建築物	法第86条の4第1項の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(略)			
(69)	地区計画建築条例第13条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		(略)	(略)
	地区計画建築条例第13条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分
	(略)	(略)	(略)
(略)			
(75)	都心機能誘導地区条例第4条の規定が適用される建築物	都心機能誘導地区条例第4条各号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

別表第1 申請書に添えるべき図書

	(ア)	(イ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(略)			
(58)の3	条例第54条の2の規定が適用される建築物	法第86条の4第1項の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(58)の4	条例第55条の規定が適用される建築物	法第85条第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項
(略)			
(69)	地区計画建築条例第13条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
		(略)	(略)
	地区計画建築条例第13条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	省令第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄において明示すべき事項として掲げる部分
	(略)	(略)	(略)
(略)			
(75)	都心機能誘導地区条例第4条の規定が適用される建築物	都心機能誘導地区条例第4条各号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
(76)	不燃化推進条例第6条の規定が適用される建築物	配置図	令第136条の2第1号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置
			耐力壁及び非耐力壁の位置
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	

	る建築物	2面以上の断面図	換気孔の位置及び面積	
			窓の位置及び面積	
			2面以上の立面図	耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造（政令第10条第4号に掲げる建築物にあつては、明示することを要しない。） 令第136条の2第2号に規定する開口部の面積
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井並びに屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法	
		不燃化推進条例第6条第1項ただし書の規定が適用される建築物	配置図	防火地域の境界線
			各階平面図	防火壁の位置
			耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
		不燃化推進条例第6条第2項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び門又は扉の断面の構造及び材料の種別
		不燃化推進条例第6条第3項の規定が適用される建築物	不燃化推進条例第6条第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地又は構造に関する事項
		(77)	不燃化推進条例第7条の規定が適用される建築物	配置図
各階平面図	防火壁の位置			
耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法			

(78)	不燃化推進条例第8条の規定が適用される建築物	配置図	敷地境界線の位置	
		各階平面図	壁及び開口部の位置 延焼のおそれのある部分	
		2面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置	
		2面以上の断面図	塀その他これに類するものの高さ及び材料の種別	
		耐火構造等の構造詳細図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別	
(79)	不燃化推進条例第9条の規定が適用される建築物	法第85条第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項	
(80)	不燃化推進条例第10条の規定が適用される建築物	法第86条の4第1項の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
(81)	不燃化推進条例第11条の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	
		不燃化推進条例第11条第1項の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
		不燃化推進条例第11条第2項の規定が適用される建築物	各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分
		法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

(備考)

この表における用語の意義は、各項ごとにそれぞれ(ア)欄に掲げる規定の例による。

(備考)

この表における用語の意義は、各項ごとにそれぞれ(ア)欄に掲げる規定の例による。

<p><u>第5号様式</u></p> <p><u>正本</u> (第8条第2項)</p> <p>許可申請書 (略)</p>	<p><u>第5号様式</u> (第8条第2項)</p> <p>許可申請書 (略)</p>
<p><u>第5号様式</u></p> <p><u>副本</u> (第8条第2項・第3項)</p> <p>許可通知書 (略)</p>	<p><u>第5号様式の2</u> (第8条第3項)</p> <p>許可通知書 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第5号様式の3</u> (第8条第4項)</p> <p>許可しない旨の通知書</p> <p>横浜市 指令第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>氏名 _____ 様 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)</p> <p>横浜市長 _____ 印</p> <p>別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により _____ 条例第 _____ 条第 _____ 項第 _____ 号による許可をしないことと しましたので、通知します。</p> <p><u>(理由)</u></p>

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(新設)

第5号様式の4（第8条の3第1項）

指定申請書

（第一面）

建築基準法第3条第1項第3号の規定による指定を受けたいので申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 氏名 ㊟

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 文化財等の指定に係る事項】

【イ. 指定根拠条文】

【ロ. 指定番号・指定年月日】

【ハ. 指定名称】

<u>※受付欄</u>	<u>※指定番号欄</u>	<u>※備考</u>
	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
	_____ 第 _____ 号	

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

(A4)

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更

大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () ()

【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】

() () ()

【ロ. 地階の住宅の部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】

() () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ヌ. 住宅の部分】

() () ()

【ル. 延べ面積】

【ヲ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月】 年 月

【13. 工事完了予定年月】 年 月

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.】() () () () ()

【ロ.】() () () () ()

【ハ.】() () () () ()

【ニ.】() () () () ()

【ホ.】() () () () ()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(新設)

第5号様式の5 (第8条の3第2項)

指定通知書

横浜市 指令第 号
年 月 日

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 _____ 印

次の指定申請書及び添付図書記載の計画について、建築基準法第3条第1項第3号の規定により指定しましたので通知します。

1 申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

(A4)

(新設)

第5号様式の6 (第8条の3第3項)

指定しない旨の通知書

横浜市 指令第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名 _____ 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 _____ 印

	<p>別添の指定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により建築基準法第3条第1項第3号による指定をしないこととしましたので、通知します。</p> <p><u>(理由)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(A4)</u></p> <p><u>(備考)</u> 様式の下欄には、教示について記載することができる。</p>
<p>第6号様式</p> <p><u>正本</u> (第9条第2項)</p> <p style="text-align: center;">認定申請書 (略)</p>	<p>第6号様式 (第9条第2項)</p> <p style="text-align: center;">認定申請書 (略)</p>
<p>第6号様式</p> <p><u>副本</u> (第9条第2項・第3項)</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (略)</p>	<p>第6号様式の2 (第9条第3項)</p> <p style="text-align: center;">認定通知書 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6号様式の2の2 (第9条第4項)</p> <p style="text-align: center;"><u>認定しない旨の通知書</u></p> <p style="text-align: right;">横浜市 指令第 号 年 月 日</p>

氏名 _____ 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長 _____ 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により^建建
築基準法第 条第 項第 号
築基準法施行令第 条第 項第 号 による認定をしないこととしましたの
で、通知します。

(理由)

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第6号様式の2 (第9条の2第1項)

建築協定認可 (変更、廃止) 申請書
(略)

第6号様式の2の3 (第9条の2第1項)

建築協定認可 (変更、廃止) 申請書
(略)